

浜松市北区高齢者支援ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の高齢者の福祉に関する各般の問題につき、高齢者又はその家族等の介護ニーズ等に対応した各種の保健、福祉サービス（介護保険を含む）が総合的かつ適切に受けられるように北区役所等関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業所等（以下「関係機関」という。）とのネットワークを構築し、もって高齢者並びにその家族等の福祉の向上を図るため、北区高齢者支援情報交換会（以下「情報交換会」という。）及び北区困難事例等事例検討会議（以下「事例検討会議」という。）の事業を実施することを目的とする。

(情報交換会)

第2条 関係機関が有している最新の情報等の提供をとおし、関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、関係機関の職員相互に意見交換を行うことにより、保健、福祉等に対する知識の向上を目指す研修の場とするために情報交換会を開催する。

2 情報交換会の運営は、北区長寿保険課長（以下「課長」という。）が総轄するものとする。

3 情報交換会の開催は、1年間に6回を基本とする。ただし、関係機関の要請に基づき、課長の判断により回数を増減できるものとする。

(事例検討会議)

第3条 高齢者を取り巻く社会情勢の変化や多様化により、高齢者虐待をはじめとした処遇困難な事例（以下「処遇困難事例」という。）が増加していることに対応するため、関係機関が集まり処遇困難事例に対して、専門的な見地からの意見を集約し、適切な処遇の検討・検証することを目的に事例検討会議を開催する。

2 事例検討会議の運営は、前条第2項を準用する。

3 事例検討会議の開催は、1年間に4回を基本とする。ただし、速やかに処遇方針等の検討が必要なときは、課長の招集により随時開催できるものとする。

4 処遇困難事例の進捗状況は、北区長寿保険課及び北区内を担当する地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）との間で、定期的に確認するものとする。

5 課長は、必要があると認めるときは、関係機関職員以外の者を事例検討会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(地域ケア会議との調整)

第4条 浜松市地域ケア会議設置運営要綱第3条の規定に基づき設置する北区地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）に対し、情報交換会及び事例検討会議の状況を報告するとともに、地域ケア会議からの意見を尊重し、この要綱の目的を達成するために、その意見を事業に反映するものとする。

(地域包括の協力)

第5条 地域包括は、その設置目的にかんがみ、この要綱に基づき実施する事業に対し、積極的に協力しなければならない。

(守秘義務)

第6条 関係機関職員は、職務上知り得た秘密及び個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月10日から施行する。